

被災者生活再建支援法および被災者生活再建支援事業補助金（県制度）
に係る Q & A

平成16年12月28日
新潟県県民生活・環境部 防災局
危機管理防災課

目 次

1	添付書類について	2
2	世帯について	3
3	所得	6
4	みなし全壊	7
5	移転	8
6	支援金の請求	8

斜字は今回の追加分です。

1 添付書類について

平成16年11月19日 府政防第904号
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)通知

Q1 (申請書の際の添付書類(領収書)について)

生活関係経費(特別分)、居住関係経費については精算支給申請及び使途実績報告をする際、領収書の添付が求められているが、被災者にとって事務が煩雑で、負担も多いため、これを緩和できないか。

A 支援法では被災者の事務負担を軽減する観点から、精算支給申請及び使途実績報告に当たって、領収書の添付は不要とする。

また、領収書の添付を不要とすることに加えて、予め必要な経費を前払いする概算払いの仕組みを積極的に活用し、被災者の早期の生活再建の支援を図られたい。

Q1-1 被災者生活再建支援法では家賃などの契約書や金融機関の受領証明書なども不要と解してよいか。

A1-1 被災者が実際に支出したことが確認できる書類(領収書等)については不要だが、支援の対象になる債務が発生したことを証明できる書類(契約書、見積書等)については必要になる。

Q1-2 被災者生活再建支援法では、被災者の事務負担を軽減する観点から、精算支給申請及び使途実績報告に当たって、領収書の添付は不要とするとされているが、県単制度についても県への提出時には不要ということか。市町村で領収書類は保管すべきか。

A1-2 県単制度は領収書や契約書などの添付書類は不要である。また、被災者からの支援金申請時にはできるだけ負担とならぬよう配慮するため、市町村での領収書の保管も不要とする。

2 世帯について

平成16年11月19日 府政防第904号
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)通知

Q 2 数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A 2 「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」である。従って、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていけない場合は、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、住民票、健康保険証、所得証明書等が考えられるが、様々なケースが想定されるため、認定にあたっては、個別具体的に状況を確認されたい。なお、「別世帯」の認定にあたっては、水道、電気、ガス等を別々に利用しているかどうかは必ずしも考慮する必要はないので、この点に留意願いたい。

Q 2 - 1 支援法及び県単制度で、数世帯が同一住宅などに同居している場合において、それぞれ独立した「世帯」として取り扱うことができる範囲を示していただきたい。

A 2 - 1 「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者」としている。

(ア) 「住宅及び生計を1つにするものの集まり」とは、同居している夫婦、扶養関係のある両親、子などの集まりをいうが、同一敷地内の別棟に居住する場合やいわゆる2世帯住宅に居住する場合に限らず、相互に扶養関係のない親夫婦、子夫婦、孫夫婦などで生計を1つにしていけないと判断される場合は、各々独立した世帯として取扱って差し支えない。

(イ) 「独立して生計を維持する単身者」として、親と同居している扶養関係のない子どもについても、生計を1つにしていけないと判断される場合は、独立した世帯として取扱って差し支えない。

Q 2 - 2 支援法及び県単制度において、扶養関係がなく、いわゆる共働きの夫婦についての生計の同一性はどのように考えるのか。

A 2 - 2 民法上「夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。(第752条)」とあり、扶助義務が課されている。したがって夫婦に係る世帯分離は原則として認められず(単身赴任等を除く)支援法及び県単制度においても1世帯分のみ支援対象となる。

Q 2 - 3 数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも独立した生計を営んでいる場合は、それぞれを「世帯」として支援法及び県単支援事業の対象としてよいとしているが、その場合の具体的な支援内容はどうか。

A 2 - 3 (ア) 全壊の場合、生活関係経費については「世帯」分支給することとなる。ただし大規模半壊の場合、支援法の生活関係経費の支給対象とはならないので留意願いたい。

(イ) 支援法の居住関係経費のうち、住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃について、それぞれの世帯で住宅を賃借する場合は各々の契約について各1世帯分が支給される。2世帯以上で共同で賃借する場合はそれぞれの世帯の限度額が支給される。(その場合、各世帯の分担分を契約書等で明らかにする必要がある、家賃(分担分)から月額2万円を差し引いた部分が支援の対象となる)

(ウ) 支援法では、住宅の再建設のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用については、住宅所有世帯分のみの支給となる。

Q 2 - 4 被災者生活再建支援法で、数世帯が同一家屋に同居している場合(例として父母と子)で、家屋が共有名義の場合の支援法上の居住関係の扱いは如何に。

A 2 - 4 家屋が共有名義の場合、住宅の再建設のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用については、各々の負担額の範囲内で各世帯主に対して支援対象となる。

Q 2 - 5 いずれも生計を1つにしていない場合の「確認書類としては、住民票、健康保険証、所得証明書等が考えられる」としているが、住民票と健康保険証は分離されているが、税申告では扶養控除の対象としている場合は、どのように取扱ったらよいか。

A 2 - 5 住民票や健康保険証が分離されていても、税法上の扶養の関係があれば同一世帯として取扱う必要がある、世帯の分離は認められない。

Q 2 - 6 相互に扶養関係がなく、生計を1つにしていなないと判断される場合は、各々独立した世帯として取扱うとされているが、「生計を1つにしていな」との判断は具体的にどうするのか。

A 2 - 6 親夫婦、子夫婦、孫夫婦などは、相互に扶養関係のないことで生計を分離していると推定できるが、親と同居している単身の若年の子どもについては事実上扶養されている場合が多いので、次によること等が考えられる。

- ・ 住民票が分離されていること
- ・ 水道、電気、ガス等を別々に利用していること
- ・ 家計簿で、月々の支出が世帯毎に区分して記載されていること

3 所得

Q3 - 1 所得証明上、「前年総所得金額」が97万5千円以下なら65万円を加算した額を「前年の収入額」とするが、「前年の収入額」が所得証明上0円（又はマイナスの金額）の場合でも65万円を加算し、「前年の収入額」とするののか。

A3 - 1 「前年の収入額」に65万円を加算するのは、1円～97万5千円の範囲なので、「前年の収入額」が所得証明上0円であれば、加算の必要はない。
収入合計額の算定は下記のとおり

総所得金額	収入の額
97万5千円以下	総所得金額 + 65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額 ÷ 0.6
108万円を超え、234万円以下	(総所得金額 + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え、474万円以下	(総所得金額 + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え、780万円以下	(総所得金額 + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(総所得金額 + 170万円) ÷ 0.95

Q3 - 2 年収の算定方法について、所得のある人が複数いる世帯の場合、次のケースの算定方法について、どう考えるか。

(前年総所得金額) (算式によって計算した収入額)

- ・ 世帯主(給与所得) 4,000,000円 5,675,000円
- ・ 妻(事業所得) 2,000,000円 3,114,285円

事業所得で損益がある場合には、その分を差し引いてよいか。差し引いてよい場合、差し引く額は算式によって計算した額でよいか。

A3 - 2 事業所得者の総所得金額は、「収入 - 必要経費」によって算出するので、損益については差し引いて算出することになる。これにより算出した総所得金額を算式により計算し総収入額を求める。

この場合、世帯主の「収入額」は正しいが、妻については前年総所得金額が2,000千円。総所得金額が0円以下の場合には算式に当てはめず、「総収入額」は0円とする。

(前年総所得金額) (算式によって計算した収入額)

- ・ 世帯主(給与所得) 4,000,000円 5,675,000円
- ・ 妻(事業所得) 2,000,000円 **0円**

(世帯の総収入額) 5,675,000円

4 みなし全壊

Q 4 - 1 被災者生活再建支援法で、り災証明証明上は「半壊」の住家を被災者再建支援法施行令第2条第1号に該当する世帯（やむを得ない事由により解体した世帯）として住家を自己負担で解体した。再建設を行わないため、住宅の再建設のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用については、支給されないと思われるが、その他生活関係経費、居住関係経費の家賃については支給の対象となるか。

A 4 - 1 この場合、やむを得ない事由により解体した世帯として全壊世帯と同様生活関係経費、居住関係経費の家賃は支給対象となる。ただし、住宅の再建設のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用については、再建設を行わないということになれば支給の対象とならない（この場合、解体経費は自己負担となる）。

また、県内の他市町村への転居の場合の支援金限度額は減額されないが、他の都道府県（被災時に居住していた市町村に隣接する市町村は除く）に移転する場合は、居住関係経費の算出にあたり、それぞれ1/2を乗じる扱いとなる（生活関係経費については減額されない）。

Q 4 - 2 り災証明上「半壊」の住家を被災者再建支援法施行令第2条第1号に該当する世帯（やむを得ない事由により解体した世帯）として、再建を前提に台所等使える部分のみ残し、解体する場合、「全壊」とみなし、支給の対象となるか。

A 4 - 2 「やむを得ない」事情の場合は、「全壊」すなわち修理を行えない程度とみなす。従って、一部を残すといったことは認められない。しかしながらり災証明上「全壊」と認定されていれば、解体の程度は問わない。

Q 4 - 3 地震による、住宅の損傷程度の被害認定が「半壊」と認定され、さらに裏のガケが崩れており今後もガケ下の家屋に落石・土砂崩れ等の危険性がある。

庭先まで地割れが延びており、今後当該家屋の基礎等に影響を及ぼす危険性がある。

又は の場合、被災者生活再建支援法第2条第2号に定める全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯（みなし全壊世帯）と認定してよいか。

A 4 - 3 危険防止等のためやむを得ず当該住宅を解体されるにいたった世帯であれば、り災証明上「半壊」であっても、みなし全壊世帯と認定して差し支えない。

5 移転

Q 5 - 1 被災者生活再建支援法施行令第 2 条第 1 号に該当する世帯（やむを得ない事由により解体する世帯）がある。

このエリアは、今後も地すべり災害が発生するおそれがあるため、施行令第 3 条第 1 項第 8 号の「やむを得ない事由により当該土地に住宅を建設をすることができない場合」に該当すると判断してよいか。

A 5 - 1 このケースの場合は今後も地すべり災害が発生するおそれがあることから、「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。ただし「やむを得ない事由」に該当するかどうかについては、最終的には市町村長の判断によるものとされており、(財)都道府県会館へは当該事由として、認定した理由書（市町村長印押印）を申請時に添付のこととなっている。

6 支援金の請求

Q 6 - 1 被災者生活再建支援法で概算払い()できるものを教えてほしい。

概算払い・・・生活用品など未購入の際、後で精算する条件でおよその見積額を先に支払うことをいう。

A 6 - 1 全壊世帯(自己所有)の場合は以下のとおり。なお、()内の金額は年収 500 万円以下の複数世帯(2人以上の世帯)の支給額。

概算払いできるもの

- ・ 生活関係経費 通常分 ……限度額(70万円)まで
- ・ 生活関係経費 特別分 ……限度額の 1/2(15万円)まで
- ・ 居住関係経費(家賃・解体整地費 等)
……………限度額の 1/2(100万円)まで

「みなし全壊」世帯の解体整地費は、住家の解体後の支給となるので、概算払いはできない。